

日本生協連の意見反映状況

1. 食品の安全と表示について

〈食品の安全を確保するための施策〉

| 施策番号 | 日本生協連の提出意見概要 | 反映状況 |
|------|---|--|
| 20 | 「基本的事項」の改定については、すでに改定骨子案について消費者委員会の意見も提出されていることから、パブリックコメントの募集により消費者・国民の広範な意見を反映させて、すみやかに改定してください。 | ○ 「基本的事項」の変更は2012年6月29日に閣議決定され、計画の実施時期も「一部実施済み」に変更。 |
| 21 | 2011年度は、食品中の放射性物質問題について関心が高まり、例年以上にリスクコミュニケーションの場が持たれましたが、参加できない例も多く、リスクコミュニケーションの回数・内容を充実させてください。 また、2011年度は肉の生食による食中毒が発生しました。食中毒に関わる取り組みも積極的に実施してください。 | × 計画に変更はなく、2011年度の施策の検証・評価も素案から変更なし。 |

〈表示・規格・計量の適正化を図るための施策〉

| 施策番号 | 日本生協連の提出意見概要 | 反映状況 |
|------|--|---|
| 69 | 食品表示一元化の法制化にあたっては、現行の食品表示の検証や表示の実効性の検討も行った上で、早急に論点を整理してください。また、法律で定めることと事業者の自主的な取り組みに任せることについても整理を行ってください。 | × 計画に変更はなく、2011年度の施策の検証・評価も素案から変更なし。 |

2. 環境について

〈環境に配慮した消費行動と事業活動の推進〉

| 施策番号 | 日本生協連の提出意見概要 | 反映状況 |
|------|---|---|
| 140 | 地球温暖化防止に向けた日本の温室効果ガス削減の積極的な目標を早急に定め、その達成のための国民運動を改めて構築してください。 | × 計画にあった「1990年比25%削減する目標の達成に向けた新たな国民運動であるチャレンジ25キャンペーン」等の記述を削除しただけで、内容的にむしろ後退。 |
| 141 | 「化学物質アドバイザー」の役割は重要だと考えていますが、現状、 | × 計画の具体的施策に変更はなく、 |

| | | |
|-----|--|--|
| | 育成計画、積極的な活用計画を示してください。 | 2011 年度の施策の検証・評価も素案から変更なし。 |
| 142 | カーボンフットプリントの試行事業は終了し民間事業に移りましたが、カーボンフットプリントの普及のためには引き続き国の支援が必要です。消費者がライフサイクルを通じた商品の環境負荷について理解できるような取り組みを推進してください。事業者がカーボンフットプリントをより算定しやすくするために、算定フォーマット等を作成し、普及してください。 | × 計画の具体的施策に変更はなく、2011 年度の施策の検証・評価も素案から変更なし。 |
| 144 | ウェブマガジン「リ・スタイル」へのアクセスが減少しており、消費者の 3R 普及に役立っているのか疑問です。内容や手法を含めて見直してください。 | × 計画に変更はなく、2011 年度の施策の検証・評価も素案から変更なし。 |

3. 消費者行政・法制度について

〈消費者取引の適正化を図るための施策〉

| 施策番号 | 日本生協連の提出意見概要 | 反映状況 |
|------|---|--|
| 44-2 | 特定商取引法の改正案の成立後は、「法執行体制の整備や消費者および事業者への周知等を行い、制度の速やかな定着を図る」旨の記述も、今後の取組方針と基本計画の実施時期に加えてください。 | × 計画の具体的施策に変更はなく、2011 年度の施策の検証・評価も素案から変更なし。 |

〈消費者被害救済のための制度の創設に向けた検討〉

| 施策番号 | 日本生協連の提出意見概要 | 反映状況 |
|------|---|--|
| 110 | 集団的消費者被害回復に関わる訴訟制度は「平成 24 年常会への法案提出を目指し検討を行う」と取組方針にありますが、早期に法案を提出し、制度を導入してください。 財産の隠匿・散逸防止策と行政による経済的不利益賦課制度も、「平成 24 年度中を目途に取りまとめ」とされていますが、検討の取りまとめは 2012 年度の早い時期に行い、できるだけ早期の法案提出を目指してください。 | △ 計画の実施時期の中で、集団的消費者被害回復に関わる訴訟制度については、「平成 24 年常会への法案提出を目指します」が「できる限り早期に成案を得て、国会へ法案を提出することを目指します」に変更。財産の隠匿・散逸防止策と行政による経済的不利益賦課制度については、素案から変更なし。 |

〈地方公共団体への支援・連携〉

| 施策番号 | 日本生協連の提出意見概要 | 反映状況 |
|------|---|--|
| 121 | <p>(独)国民生活センターの運営費交付金(2008年度補正予算により措置された98億円余り)については、地方自治体への放射性物質検査機器の貸与事業に充当してもなお58億円余りの執行残額が見込まれることが会計検査院によって指摘されています(2011年12月)。</p> <p>施策の実施状況の評価には、(独)国民生活センターが当該運営費交付金を活用して実施する予定であった地方公共団体の消費者行政を支援するための事業についての評価もあわせて記述し、これらの当初予定事業についても着実に実施してください。</p> | <p>○</p> <p>2011年度の施策の検証・評価に、素案にはなかった国民生活センターによる「消費生活相談専門家による巡回訪問事業」の実施状況についての記述を追加。</p> |
| 122 | <p>消費者が居住地に依らず一定水準の行政サービスを楽しむことは必要であり、さまざまな理由で消費者行政の強化が困難な地方自治体への支援も必要です。地方消費者行政活性化基金の終了後、これらの自治体での取り組みも下支えできるような財源確保の検討も、具体的施策に加えてください。</p> | <p>×</p> <p>計画の具体的施策の当該部分は、素案から大きな変更はなし。</p> |

〈消費者団体等との連携〉

| 施策番号 | 日本生協連の提出意見概要 | 反映状況 |
|------|--|---|
| 127 | <p>「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の訴訟追行主体となる適格消費者団体が業務遂行に係る費用等を得られるよう措置する方向で検討」する旨の記述が具体的施策にありますが、同訴訟制度の実効性を担保するためには、さらに財政支援措置が必要です。基本計画の実施時期は「引き続き検討」に留めず、期限を明記して支援措置を具体化してください。</p> | <p>×</p> <p>計画の具体的施策に変更はなく、2011年度の施策の検証・評価も素案から変更なし。</p> |
| 128 | <p>消費者団体訴訟制度について、消費者の認知度はまだ十分ではないと考えます。民間団体の活動も支援できる地方消費者行政活性化基金</p> | <p>×</p> <p>計画の具体的施策に変更はなく、2011年度の施策の検証・評価の当該部分も素案から変更なし。消費者庁</p> |

| | | |
|-----|--|--|
| | <p>(5億円増額枠) 予算を地方自治体が執行する際、消費者団体訴訟制度や適格消費者団体の周知・広報活動も対象となるよう、消費者庁から地方自治体への情報発信や地方自治体間の情報交流の促進等を今後の取組方針に加えてください。</p> <p>なお、消費者庁のホームページで「情報提供」の「パンフレット」を選択すると、適格消費者団体の紹介が更新されていません(2012年5月15日現在)。最新情報に更新をお願いします。</p> | <p>のホームページの当該部分は、最新情報に更新された。</p> |
| 129 | <p>消費者庁と消費者団体等との意見交換会は、双方向の情報交流によって相互理解を深めるという本来の目的が、現状の運営では必ずしも十分には達成されていないと考えます。基本計画の「消費者団体等と継続的な意見交換の場を設け、(中略)現場の意見・政策提言を吸い上げる」という表現も「<u>受けとめる</u>」等に見直し、実際の施策の展開においては双方向の自由な意見交換・情報共有によって相互理解がより深められることを期待します。</p> <p>「地方消費者グループ・フォーラム」は、2011年度、運営面での改善が見られ、参加者の広がりも実現できたことを評価します。今後も現地のニーズにこたえ、各地のグループの活動活性化につながるよう企画を工夫してください。</p> <p>消費者団体の育成や支援のあり方について、消費者庁の考え方を明確にし、財政支援の方法について検討してください。</p> | <p>×</p> <p>計画に変更はなく、2011年度の施策の検証・評価も素案から変更なし。</p> |

4. 消費者教育について

〈消費者教育の体系的・総合的推進〉

| 施策番号 | 日本生協連の提出意見概要 | 反映状況 |
|------|---|--------------------------------------|
| 87 | 消費者教育推進会議の報告『消費者教育推進のための課題と方向』に盛り込まれた、幅広い分野の担い手 | △ 計画の具体的施策の中で、「小学生から～成人に至るまでの多様な消 |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>を支援することで「社会での消費者教育」の質・量を充実させていくことが、消費者基本計画に反映されていません。2012年度の施策として、「消費者教育における関連団体のネットワーク作り及び支援の強化」を追記してください。また、地域と連携した包括的な教育の仕組みを作りにつながる具体的施策を示してください。</p> | <p>費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立します」が、「小学生から～成人に至るまでの各ライフステージに応じた消費者教育を、様々な主体が連携して体系的に進める体制を確立します」に変更されたのみ。</p> <p>※ 下線は変更部分を示すために記したもので計画には記されていない。</p> |
|--|--|---|

〈地域における消費者教育の推進・支援〉

| 施策番号 | 日本生協連の提出意見概要 | 反映状況 |
|------|--|--|
| 97 | <p>「消費者教育推進会議」の評価については、多様な意見が交わせる場を目指して協議の持ち方が工夫されたとは言えず、実質的な連携が進んだとは言いがたい状況です。</p> <p>「消費者教育フェスタ」は、連携を推進するため、消費者庁としてもどのように主体的に関わったかを具体的に明記したうえで、今後の関与について具体的に示してください。</p> | <p>×</p> <p>計画の具体的施策に変更はなく、2011年度の施策の検証・評価も素案から変更なし。</p> |

5. その他

〈総論〉

| 項目番号 | 日本生協連の提出意見概要 | 反映状況 |
|----------|---|--|
| 第 2-2(4) | <p>「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」においては、消費者の立場から消費者行政が強化され、今まで国民生活センターが培ってきた機能（柔軟で機動性があり迅速な注意喚起情報の発信、当事者の立場にたった相談・あっせん・ADR など）を維持する方向で今後の検討が進められることを期待します。</p> | <p>△</p> <p>計画の当該部分に、〈現在、「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」において、（中略）検討を進めており、その議論を踏まえ、必要な措置を講じる〉旨の記述を追加。</p> |

〈表示・規格・計量の適正化を図るための施策〉

| 施策番号 | 日本生協連の提出意見概要 | 反映状況 |
|------|--|--|
| 85 | <p>日本工業標準調査会への消費者代表者の参加状況には、事業者など他の代表者との比較で消費者代表</p> | <p>○</p> <p>計画に変更はないものの、2011年度の施策の検証・評価において、素案</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>者が占める割合も加え、その上で「JIS規格原案に消費者の視点を適切に反映させることができた」と言えるのかどうか、平成23年度の施策の実施状況の再評価を行ってください。</p> | <p>にはなかった「消費生活関連規格等の消費者代表者が参画する規格の審議においては、利害関係者を有するグループに属する委員の構成が適正な比率（例：生産者3、消費者3、販売者1、中立者3）で実施しており」との記述を追加。</p> |
|--|--|---|

〈国際化の進展への対応〉

| 施策番号 | 日本生協連の提出意見概要 | 反映状況 |
|------|---|---|
| 168 | <p>OECD消費者関連政策委員会(CCP)など国際的取り組みについて、消費者へのわかりやすい情報提供が十分ではありません。消費者庁には、国連の「消費者保護のためのガイドライン」など消費者問題に関する重要な国際文書を翻訳し、国内に広く普及する役割も期待されます。</p> <p>消費者問題の国際化にあわせて、国際会合等で得られた情報を国内向けにわかりやすく発信する消費者庁の機能強化も、今後の取組方針および基本計画の具体的施策に追記してください。</p> | <p>× 計画に変更はなく、2011年度の施策の検証・評価も素案から変更なし。</p> |

以上